

# チューター制度について

## 1. チューター制度の目的

チューター制度は大学入学当初の留学生の学習・日常生活上での不便を解消し、留学効果を高めることを目的とする。

(対象：原則入学後1年以内の留学生)

## 2. 資格

原則として、留学生の所属学科(専攻)に関連のある大学院生、学部学生。

ただし、必要かつ適切と認められる場合は、日本語によるコミュニケーションが十分取れる外国人留学生も可とするが、在日経験・資格外活動許可等に留意すること。

## 3. 実施期間

対象となる留学生の入学後、最初の1年間

※4月入学：4月～翌年3月

10月入学：10月～翌年9月

## 4. 留学生とのコンタクト

1. チューターは、指導する日時・場所をあらかじめ当事者と相談して決定し、サポートを行うこと。
2. 留学生の緊急時の連絡先を確認すること。
3. チューターは留学生のオリエンテーション、懇談会等に参加すること。
4. 土・日・祝日および午前6時前、夜9時以降の指導は避けること。

## 5. 学習・研究に関する指導方法

1. チューターによるサポートは、必ず実施しなければならない決まった内容があるわけではない。チューターが留学生と話し合い、自由に学習を進め、親交を深めて留学生自身が何を学習したいのかを明確に述べられるよう促し、それを尊重すること。
2. 留学生には特別の履修科目がある場合があるので、チューターは留学生の履修ガイド、シラバス、大学院学習要覧等を参考にして、留学生が取得すべき科目を正確に把握し、助言すること。
3. 適切な参考書の紹介、実験・実習の内容の説明、授業ノートの整理の手助け等を行うこと。
4. 図書館、情報処理センター等諸施設の利用方法について説明すること。

5. 日本語学習については、日本語教育コースを開講しているため、担当教員へ相談するよう助言するとともに、日本語の新聞を読むこと等の指導を行うこと。

## 6. 日常生活に関する指導方法

1. 留学生に対する事務手続きを把握すること。具体的には授業や単位に関することは教務課、入試に関することは入試課、奨学金や学生寮に関することは国際・教学支援課の窓口へ、留学生と同行して相談すること。
2. 病気になった時は大学の保健管理センターに相談すること。また、必要に応じて病院を受診するよう指導すること。
3. 夏季・冬季休業中等は対面による指導が難しい場合があるため、必要最低限の範囲で有効なサポートに努めること。

## 7. 注意事項

### 支援時間に関すること

- ・指導時間は30分単位で実績に基づき支給する。
- ・1日で6時間を超える指導を行う場合は、休憩を取ること。  
(6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は60分以上の休憩が必要)
- ・1カ月の支払対象時間の上限は10時間とする。ただし、年1回に限り20時間まで申請することができる。
- ・6時前および21時以降の指導、土日祝日の指導を避けること。
- ・2人以上の留学生を担当しているチューターは支援時間が重複しないようにすること。
- ・3月実施分の提出期限は年度末会計処理の都合上、3月1～2週目となる。(詳細は毎年度2月に周知予定)

### 支援内容に関すること

- ・どうしても都合が合わない場合を除いて、原則対面で指導をしてください。
- ・2名同時に指導した場合は1名分のみの支給となります。
- ・以下の活動に対して謝金を支給することはできません。  
一時帰国中の留学生への指導、観光・娯楽などの私的活動、チューター説明会の動画閲覧、留学生の来日時における出迎え  
(※国費・交換留学生の出迎えにかかる経費は、別途手続きにより支給申請が可能です。)

問合せ先

国際・教学支援課留学生係

TEL : 03-5463-4052

E-mail: [ks-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp](mailto:ks-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp)